

自主的避難等対象区域（福島市）で農業を営んでいた申立人らについて、原発事故後に増加したイノシシによる獣害の拡大を防止するため、田畑に電気柵を設置し、重機を用いて除草を行うなどしたことを考慮して、イノシシ対策費用として、電気柵や機材の購入費用等の賠償を認めるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

(1) 平成23年分

- ア 避難費用（交通費）
（平成23年10月1日～平成23年12月末日）
- イ 生活費増加費用（自家消費野菜・米）
（平成23年3月11日～平成23年12月末日）
- ウ 精神的損害（中間指針第五次追補第3）
（平成23年3月11日～平成23年12月末日）

(2) 平成24年以降分

- ア 生活費増加費用（自家消費野菜・米）
（平成24年1月1日～平成27年3月末日）

(3) その他

- ア 線量計購入費用
（平成23年4月1日～平成23年4月末日）
- イ イノシシ対策費用（電気柵）
（平成25年1月1日～平成25年12月末日）
- ウ イノシシ対策費用（草刈機）
（平成28年6月1日～平成28年6月末日）
- エ イノシシ対策費用（トラクター）
（平成24年1月1日～平成24年12月末日）
- オ 除染費用（高圧洗浄機購入費用）
（平成23年3月11日～平成23年12月末日）
- カ 除染・イノシシ対策費用（ユンボ）
（平成26年5月1日～平成26年5月末日）

- キ 除染・イノシシ対策費用（作業労賃）
（平成24年6月1日～平成26年12月末日）
- ク 営業損害（米）
（平成23年3月11日～平成27年3月末日）
- ケ 検査費用
（平成27年11月1日～平成30年11月末日）

以上

2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金2,037,380円の支払義務があることを認める。

【内訳】

- (1) 平成23年分
 - ア 避難費用（交通費） 156,000円
 - イ 生活費増加費用（自家消費野菜・米） 95,000円
 - ウ 精神的損害（中間指針第五次追補第3） 200,000円
- (2) 平成24年以降分
 - ア 生活費増加費用（自家消費野菜・米） 370,500円
- (3) その他
 - ア 線量計購入費用 13,000円
 - イ イノシシ対策費用（電気柵） 175,000円
 - ウ イノシシ対策費用（草刈機） 140,000円
 - エ イノシシ対策費用（トラクター） 190,000円
 - オ 除染費用（高圧洗浄機購入費用） 10,000円
 - カ 除染・イノシシ対策費用（ユンボ） 285,000円
 - キ 除染・イノシシ対策費用（作業労賃） 100,000円
 - ク 営業損害（米） 270,000円
 - ケ 検査費用 32,880円

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金240,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 除染費用

(1) 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人らは、被申立人に対し、第1項(3)オ、カ及びキ記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

(2) 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人らが第1項(3)オ、カ及びキ記載の損害項目(除染費用)について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

7 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目(同項の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年8月21日

(仲介委員 寺崎 京)